エ　上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たすものとする。

ア　代表者は、平成10年度以降に工事の元請けとして、鉄骨鉄筋コンクリート造、３階建て以上かつ延べ面積5,000㎡以上／棟の新設建築工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。ただし、代表者以外の構成員は、平成10年度以降に工事の元請けとして、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造、延べ面積2,500㎡以上／棟の新設建築工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。

イ　建設業法の建築一式工事につき許可を有しての営業年数が５年以上であること（代表者以外の構成員も同様とする。）。

ウ　建築一式工事に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できること。

⑶　出資比率要件　すべての構成員が、均等割りの10分の６以上の出資比率であるものとする。

⑷　代表者の要件　代表者は、建築一式工事に係る施工能力が大きいと認められる者とする。また、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

８　上記７⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者を含む特定建設工事共同企業体も上記６により申請することができる。この場合、上記７⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者は、上記７⑴ア及びイに示す構成員の要件を得る必要がある。なお、当該工事の開札の時までに特定建設工事共同企業体として資格の審査が終了していないとき又は上記７⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者が当該工事の開札までに上記７⑴ア及びイに示す構成員の要件を得ていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないものとする。

９　資格審査結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知する。

10　資格の有効期間

資格審査結果通知の日から工事請負契約の履行後３か月以内を経過するまでとする。ただし、当該工事の受注者以外の者であっては、当該工事の請負契約が締結された日までとする。

11　その他

⑴　共同企業体の名称は、「佐世保米軍㉕立神港区工場新設建築その他工事○○○建設・○○○建設・○○○建設建設共同企業体」とする。

⑵　当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより、競争参加資格の認定を受けていなければならない。

競争参加者の資格に関する公示

設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成 25 年９月 11 日

独立行政法人都市再生機構
震災復興推進役　小山　潤二

◎調達機関番号　599　◎所在地番号　03

○第１号

１　業務概要

⑴　業務名　山田町山田地区換地設計その他業務（協定型一括入札）

⑵　業務内容　本業務は、山田町の復興整備計画に基づき施行される山田都市計画事業山田地区震災復興土地区画整理事業（山田地区）外に関して、地域条件や権利者意向を踏まえ、換地設計等の区画整理関連業務及び補償関連業務を一体的に行うものである。主な業務内容は次のとおりである。

・区画整理関連業務
・補償関連業務

２　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書」（以下「申請書」という。）は、平成25年９月11日から山田町山田地区換地設計その他業務において設計共同体としての資格を得ようとする者に、当機構ホームページからのダウンロードにより交付する。

⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に山田町山田地区換地設計その他業務設計共同体協定書（３⑷の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

①　提出期限　平成25年９月24日（火）午後５時

②　提出場所　〒020―0021 岩手県盛岡市中央通一丁目７番25号　朝日生命盛岡中央通ビル８階　独立行政法人都市再生機構　岩手震災復興支援局　市街地整備チーム　電話019―601―6423

⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

３　設計共同体としての資格及び審査　次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」（平成22年10月１日付官報（政府調達第185号）公示）６の⑴から⑷までに掲げる項目について総合点数を付与して設計共同体としての資格があると認定する。

⑴　組合せ　構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとする。

①　独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。

②　当機構東日本地区（対象都道府県は東京都、千葉、神奈川、埼玉、茨城、栃木、山梨、長野、新潟、群馬、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島の各県及び北海道）における平成25・26年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務に係る競争参加資格について、業種区分が「調査」、「土木設計」及び「補償」のいずれかの認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、総務人事等担当理事が別に定める手続に基づく競争参加資格の再認定を受けていること。）。

③　参加表明書の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本業務の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止の措置を受けていないこと。

④　参加表明書の提出期限の日から開札の時までの期間に、山田町から指名停止の措置を受けていない者であること。

⑤　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者若しくはこれに準ずる者でないこと。

⑵　業務形態

①　構成員の業務分担が、業務の内容により、山田町山田地区換地設計その他業務設計共同体協定書において明らかであること。

②　一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことについて、山田町山田地区換地設計その他業務設計共同体協定書において明らかであること。

⑶　代表者要件　構成員において決定された代表者が、山田町山田地区換地設計その他業務設計共同体協定書において明らかであること。

⑷　設計共同体の協定書　設計共同体の協定書が、「山田町山田地区換地設計その他業務設計共同体協定書」によるものであること。

４　競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い　３⑴②の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も２により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、３⑴②の認定を受けていない構成員が３⑴②の認定を受けることが必要である。また、この場合において、３⑴②の認定を受けていない構成員が、当該業務に係る技術提案書の提出の時までに３⑴②の認定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと認定する。

５　資格審査結果の通知　「競争参加資格認定通知書」により通知する。

６　資格の有効期間　５の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

７　その他　設計共同体の名称は「山田町山田地区換地設計その他業務△△・××設計共同体」（注　△△・××は構成員の名称）とする。